

江田島市教育委員会会議録

平成 30 年 8 月 20 日（月）平成 30 年第 8 回教育委員会会議定例会を教育委員会 3 階会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10 時 00 分
閉会	午前	12 時 06 分

2 出席者（5名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠 藤 邦 子
生涯学習課長兼江田島図書館長兼 能美図書館長	間 可 健 治
西能美学校給食共同調理場総括場長	福岡 洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課

学校教育課主任指導主事	河野 諭 恵
専門員	濱岡 晶子

5 傍聴人

1 人

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 12 号 請願書「2019 年度使用中学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願
について
- (4) 議案第 13 号 平成 31 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について

- (5) 議案第 14 号 平成 31 年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について
- (6) 議案第 15 号 平成 31 年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
- (7) 承認第 19 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (8) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただいまから、第 8 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、20 ページの議案第 14 号と 35 ページの議案第 15 号は、教科用図書の採択に関する案件で、これまでも、静ひつな審議環境を確保するという意味で、非公開としておりました。また、議案第 15 号に関しましては、小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書で、内容から、個人が特定できる可能性があると思われま

す。
次に、83 ページの承認第 19 号ですが、これは、人事に関する案件ですので、この 3 件については、公開しないで審議する事が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 14 号の「平成 31 年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について」から、承認第 19 号の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」まで、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 14 号「平成 31 年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について」から、承認第 19 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」までは、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

なお、議案第 13 号「平成 31 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」公開するかどうかは、日程第 3，議案第 12 号「請願書「2019 年度使用中学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願」について」の中の審議事項となっておりますので、そこで審議したいと思います。

○ 教育長

日程第 1，「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2，「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、樋上委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第 3，議案第 12 号「請願書「2019 年度使用中学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願」について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第 12 号「請願書「2019 年度使用中学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願」について」でございます。

議案書，3 ページをお開きください。

提案理由でございます。

平成 31 年度から使用される中学校道徳教科書の採択に係り、請願書が提出されましたので、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 8 号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして、説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第 12 号「請願書「2019 年度使用中学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願」について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長の説明のとおりでございます。

内容でございます。4ページをご覧ください。

中学校で使用される道徳教科書の採択に関して「公正かつ民主的に教科書採択が行われるよう」を要望されるとともに、採択資料等の公開・公表などについて請願されたものでございます。

審議していただきたい内容としては、3つございます。1点目は、6ページの「採択資料等の公開・公表について」、2点目は、7ページの「道徳教科書の採択について」、3点目は、10ページの「教科書採択における公正確保の徹底について」でございます。

説明の方法ですが、請願1件ずつ審議せず、一括して説明させていただき、その後にご審議いただいてもよいか、ご検討ください。

○ 教育長

一括して事務局から説明してもらって、その後、審議をするということによろしいでしょうか。
(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

昨年度の請願書に対しましては、項目毎に「採択」か「不採択」かということで回答しております。

その「採択」「不採択」の整理でございますが、この請願により、江田島市教育委員会として、「新たに採用する」ということについては「採択」としたいと考えます。「実施予定がないもの」と「一部実施しているもの」については「不採択」としております。

11, 12 ページの(案)を見ていただきますと、「実施予定がないもの」と「一部実施しているもの」であったため、すべての項目について、「不採択」としております。

まず、6ページの「採択資料等の公開・公表についての要望」についてです。

「①教育委員会会議で決定した「採択基本方針」と、採択に係る各委員会の開催日程・場所は決定次第公表すること」とあります。

まず、「採択基本方針」につきましては、12ページの次に参考資料として付けさせていただいておりますが、本年5月の定例教育委員会会議で議決されたものであり、現在ホームページにおいても公開済みです。

また、「採択に係る各委員会の開催日程・場所の情報は、決定次第公表すること」については、採択に係る各委員会の開催日程・場所の情報につきましては、これまでは、公開しておりません。

6ページにお戻りください。

「②情報公開法及び江田島市情報公開条例を踏まえ、選定委員会において意思形成が終了した「観点・視点・方法」、③調査委員会において意思形成が終了し、選定委員

会に報告された「調査委員会報告書」を遅滞なく公開すること、④意思形成が終了し、教育委員会に答申した「選定委員会答申書」を遅滞なく公開すること」についてです。②「観点・視点・方法」、③「調査研究報告書」、④「選定委員会答申書」は、これまでも、遅滞なく公表しており、今回もそのようにしたいと考えています。

「⑤選定委員会会議、教育委員会会議の議事録と会議資料を遅滞なく、公表すること。」です。これまでは、教育委員会会議の議事録についてのみ、採択後に公表しております。

つづいて、「⑥教科書採択時の教育委員会会議を公開するとともに資料を傍聴者に配布すること」です。

教科書採択時の教育委員会会議は、これまで非公開としてまいりました。その理由といたしましては、「静ひつな審議環境を確保するということ」からでございます。

次に「⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開すること。」です。採択基本方針をご覧ください。採択結果、採択理由につきましては、採択基本方針の「(3)開かれた採択の推進」にございますとおり、採択後に遅滞なく公表するとしております。

次に「⑧教科書展示会で市民の意見を聞くためのアンケートを実施すること」です。教科書展示会でアンケートはすでに実施しております。

次に「⑨教科書展示会で教科書の複写（写真撮影）を許可すること」です。教科書展示会において、教科書の閲覧はしていただいておりますが、複写は認めておりません。教科書には著作権がございますので、留意することが必要であると思われま

す。続いて、7ページの2項目目の「道徳教科書の採択について」の請願について説明します。

①、②、③については、調査の観点に関する請願ですので、一括して説明いたします。「①日本国憲法に示される精神を盛り込んだ、基本的人権や民主主義、平和、多文化共生にかかわる教材を多く取り上げている道徳教科書を採択してください。」「②偏狭なナショナリズムに繋がる排外的「愛国心」を調査の観点に入れなくてください。」「③「考え、議論する道徳」を重視する調査の観点を設定してください。」ということ。これらは、「調査の観点」にかかわります。今後公表する内容です。

次に、9ページの「④採択にあたっては子どもの実態をもっともよく知る教員の意見を尊重してください。」「⑤選定委員会答申や調査員報告では教科書の長所・短所を記述するようにしてください。」「⑥選定委員会「答申」では、専門的な調査研究を踏まえて「順位づけ」「絞り込み」を行ってください。」、これら3点については、これまでも調査員が調査を行ったものに基づき、選定委員会では「答申」を作成しております。

では、続いて、10ページです。3項目目の「教科書採択における公正確保の徹底」について説明します。

3点目の「教科書採択における公正確保の徹底について」「①不公正あるいは違法の疑いがある不適正採択を再発させないよう、採択における厳密な公正確保をしてください。」ということ。教科書採択は、国や県の方針、市の採択基本方針に則って、適正、

公正に行っております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

それでは、ご質問やご意見をお願いいたします。まず、「採択資料等の公開・公表」の⑥「教科書採択時の教育委員会会議を公開するとともに資料を傍聴者に配布すること。」についてはいかがでしょうか。

○ 樋上委員

これまでは配布はどうだったのでしょうか。また、今回はどうなのですか。

○ 学校教育課長

配布についてはありません。作成した資料については採択後、遅滞なく公表するという方針に基づき公表したいと思っております。これまでもそのようにしております。

○ 三島委員

教育委員会会議だけでなく、選定委員会や調査員会についても傍聴が求められているようですが、傍聴されて支障はありますか。

○ 学校教育課長

採択事務処理に当たっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保に万全を期す必要がございます。そのためには、採択後に、必要な事項を遅滞なく公開することが適当であろうと考えます。

公開とした場合、他の採択地区への影響が考えられます。また、教科書会社の方などがその日に会場に来られるということも考えられます。

○ 樋上委員

選定委員会や調査員会もそうですが、教科書選定のための教育委員会会議は静ひつな環境を整えるという意味でも公開する必要はないと思います。

○ 三島委員

これまでも同様な請願があり、審議したと思います。

私も教育委員会会議は非公開で行うことに賛成です。「答申」をもとに、静ひつな環境で審議したいと思います。

○ 教育長

採択基本方針に従い、採択後遅滞なく公表するとのこと。また、静ひつな環境を整え

るためとの委員の意見もございました。

「⑥教科書採択時の教育委員会会議を公開するとともに資料を傍聴者に配布すること」については、不採択でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、議案第13号「平成31年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

その他、ご意見を伺いたいと思います。

○ 柳川委員

「⑨教科書展示会で教科書の複写（写真撮影）を許可すること」についてですが、これまで、複写の依頼などはありましたか。

○ 学校教育課長

複写の依頼はございませんでした。

○ 今井委員

「④採択にあたっては子どもの実態をもっともよく知る教員の意見を尊重してください。」ということについて、今まで教員の意見は尊重してこられたのですか。

○ 学校教育課長

この請願書の中に、「教員が調査員をつとめる「調査員報告」や「学校意見」を集約する形で選定委員会「答申」を作成し、それに基づいて採択してください。」とあります。調査員が教員の視点でまとめたものを尊重しながらも、さまざまな立場の方々がおられる選定委員会で審議され、答申が作成されているということでございます。

○ 三島委員

3項目目の「①不公正あるいは違法の疑いがある不適正採択を再発させないよう、採択における厳密な公正確保をしてください」とありますが、選定委員や調査員に、教科書出版者と関係していないか、調査をされているのですね。

○ 学校教育課長

選定委員や調査員の委嘱の際に確認をしております。また、学校にも通知をしております。

教育委員の皆様にも確認をさせていただきました。

- 教育長
事務局からもう一度、「採択」「不採択」について、説明してください。
- 学校教育課長
江田島市教育委員会として、「新たに採用する」ということについては「採択」としたいと考えます。「実施予定がないもの」と「一部実施しているもの」については「不採択」という整理をしたいと考えております。
- 教育長
「不採択」の中には、すでに実施しているものも含まれている可能性もあるのですね。
- 学校教育課長
はい。
- 教育長
採択基本方針は、いつ、どのように定められたかを説明してください。
- 学校教育課長
5月21日の教育委員会定例の会議で議決され、方針として定められました。
- 教育長
採択の基本方針により、公正・適切に教科書を採択していくのですね。
- 教育長
事務局の提案では、新たに採用するというものはないようですので、すべて「不採択」で回答ということになりますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)
- 教育長
では、この請願書については、すべての項目について、不採択とします。
それでは、これで、本件の審議を終わります。
- 教育長
これからは非公開としますので、傍聴者は退席してください。

(傍聴者退席)

- 教育長
日程第4，議案第13号「平成31年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第5，議案第14号「平成31年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第6，議案第15号「平成31年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第7，承認第19号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は平成30年9月18日（火）午前10時から教育委員会会議室（能美市民センター3階）で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員